四　昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・〇五〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・四〇六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・〇三九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・一五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二九七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・一四五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・二二七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・四六三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇五四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一六七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八七二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一五八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一〇九
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七一二
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五三八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一七一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七九四
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七〇四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六四〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五〇七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四一八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二九五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二四二

五　昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・一〇八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・四六二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・〇九三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・二〇三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三三九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・一八二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・二六一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・四九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇八四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一九三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一七九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一二六
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七二八
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五四七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一八〇
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八〇一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七一〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六四七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四二四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二四七

六　昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・二〇九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五五九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・一八八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・二九〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四一四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二四九